

## NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD

2024年1月18日

2023年12月21日、国家知識産権局は、改正版《專利審査指南（2023）》を公表しました。その施行日が2024年1月20日であります。

今回の審査指南の改正は、全部で388節に係り、そのうち、119節が新設されました。また、今回の主な改正は、以下の3つの要点、即ち、第一に、專利法および実施細則の改正との整合、第二に、審査プロセスおよび審査規則の最適化および改善、第三に、新産業および新分野の発展への適応、及びイノベーションの主体のニーズへの対応に係わる、審査基準の改正であります。

なお、今回の審査基準の改正について、多くの内容に係わっておりますため、審査実務に即して、(I) 実体審査、(II) 予備審査、事務処理、復審手続、無効審判手続、及び(III) 意匠の順に改正内容を紹介させていただきます。

当該ニュースレターでは、(III) 意匠についての主な改正点を取り上げます。

(※注：中国の「專利」は、日本の「特許・実用新案・意匠」に該当し、中国の「復審」は、日本の「不服審判」に該当します)

中科專利商標代理有限責任公司

日本事務所

TEL:06-6881-5550

FAX:06-6881-5510

e-mail: [zhang@cspt.jp](mailto:zhang@cspt.jp)

## 2024年施行される專利審査指南対照説明表(III)

一意匠部分

### 目次

I. 部分意匠に係わる出願書類の要件及び審査基準（第一部分第三章, 第四部分第五章）	3
1-1. 出願書類の要件（第一部分第三章 4.4）	3
1-2. 専利権を付与しない部分意匠（第一部分第三章 7.4）	3
1-3. 部分意匠に係わる単一性及び類似設計（第一部分第三章 9.1, 9.2）	4
1-4. 部分意匠に係わる分割出願（第一部分第三章 9.4）	5
1-5. 部分意匠の補正（第一部分第三章 10.1, 10.2）	5
1-6. 部分意匠出願の分類番号（第一部分第三章 12.3.3）	6
1-7. 無効宣告手続における部分意匠の審査規則（第四部分第五章 5.1.2, 5.2.4.2, 6）	6
II. グラフィカルユーザーインターフェース（GUI）に係わる製品意匠（第一部分第三章）	7
2-1. GUIの提出方式（第一部分第三章 4.5）	7
2-2. GUIの分類番号（第一部分第三章 12.3.3）	8
2-3. 動的GUI（第一部分第三章 4.5.3）	8
III. 意匠における明らかな相違に対する予備審査（第一部分第三章 8.2）	9
3-1. 意匠における明らかな相違に対する予備審査（第一部分第三章 8.2）	9
IV. 意匠に係わる国内優先権（第一部分第三章 5.2.2）	10
4-1. 先願及び優先権主張の後願（第一部分第三章 5.2.2.1）	10
4-2. 先願を取り下げるとみなす手続（第一部分第三章 5.2.2.5）	10
V. 意匠国際出願（第六部分）	11
5-1. 審査基礎（第六部分第一章 3.1, 第二章 4）	11
5-2. 簡単な説明書の審査（第六部分第二章 5.3）	11
5-3. 優先権の審査（第六部分第二章 6.2）	12
5-4. 分割出願（第六部分第一章 3.4, 第二章 5.6）	13
5-5. 新規性喪失例外における公開（第六部分第二章 6.3）	13
5-6. 記載事項の変更（第六部分第一章 3.6.1）	13
5-7. 委託手続及び書類の送達（第六部分第二章 6.1, 第四部分第三章 7）	14
VI. 意匠の遅延審査（第五部分第七章 8.3）	14
6-1. 意匠の遅延審査（第五部分第七章 8.3）	14

I. 部分意匠に係わる出願書類の要件及び審査基準（第一部分第三章，第四部分第五章）

1-1. 出願書類の要件（第一部分第三章 4.4）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>部分意匠に係る関連規定無し</p>	<p><b>製品名称：</b>  <u>保護を求める部分とその所在の全体製品を明記しなければならない。</u></p> <p><b>図面又は写真：</b>  <u>全体製品の図面を提出し、破線と実線の組み合わせまたは他の方式（例えば単一色の半透明層若しくは異なるレンダリングカラー）で保護を求める部分を表現しなければならず、</u>  <u>保護を求める部分と他の部分との間に明確な境界線がない場合、鎖線で境界線を表し、</u>  <u>保護を求める部分が立体形状を含む場合、その斜視図は明瞭でなければならない。</u></p> <p><b>簡単な説明及び公告図面：</b>  <u>保護を求める部分を明記し、</u>  <u>保護を求める部分の用途を明記し、</u>  <u>鎖線で境界線を表すことを明記し、</u>  <u>指定した公告図面は部分設計を含まなければならない。</u></p>
<p><b>中 科 コ メ ン ト</b></p> <p>◇ 部分意匠は、破線と実線との組み合わせ又は異なるレンダリングカラーなどの方式で表現することができます。保護を求める部分は明確に示されるものでなければなりません。保護を求める部分は、明確な境界線がない場合、鎖線で表すと規定されました。</p> <p>◇ 部分意匠の名称は全体製品と保護を求める部分との両方の名称を含む必要があります。</p>	
1-2. 専利権を付与しない部分意匠（第一部分第三章 7.4）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>製品の分割できない部分、又は単独では販売も使用もできない部分の設計に対しては、専利権を付与することができない。</p>	<p><u>製品に相対的に独立した領域を形成できない部分、又は相対的に完全な設計ユニットを構成できない部分の意匠（例えば、非立体形状（点、線、面）（例えば、コップの取っ手の1本の折れ線）、又は任意で切り取る（例えば、メガネのレンズの）不規則な部分）は、専利権を付与することができない。</u></p> <p><u>保護を求める部分意匠が、製品の表面の図柄、又は図柄と色彩の組み合わせの設計（立体形状がなく、例えば、バイクの表面の図柄）のみである場合、専利権を付与することはできない。</u></p>

中科コメント

- ◇ 部分意匠は、製品に相対的に独立した領域を形成できるか、又は相対的に完備した設計ユニットを構成できるものでなければなりません。製品上の非立体形状（点、線、面、非立体表面図柄）及び任意で切り取る不規則な部分は、部分意匠の保護の客体に該当しません。
- ◇ もし、部分意匠に上記権利付与不可のリスクが存在するのであれば、中国意匠出願の提出時に保護を求める部分を補正したり全体意匠に変更したりすることをおすすめします。

1-3. 部分意匠に係わる単一性及び類似設計（第一部分第三章 9.1, 9.2）

2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>専利法第31条第2項の規定に基づき、1件の出願における各意匠は同一製品における意匠でなければならない。</p> <p>一般的に、全体観察から、その他の意匠と基本意匠とは、同一または類似した設計特徴を備えており、かつ両者間の相違が局部における細かな変化、当該種別の製品の慣用設計、設計ユニットの並びの繰り返し又は単なる色彩要素の変化などにある場合、通常両者が類似する意匠であると考えられる。</p>	<p>専利法第31条第2項の規定に基づき、1件の出願における各意匠は同一製品における <u>全体又は部分</u>の意匠でなければならない。</p> <p>一般的に、全体観察から、その他の意匠と基本意匠とは、同一または類似した設計特徴を備えており、かつ両者間の相違が局部における細かな変化、当該種別の製品の慣用設計、設計ユニットの並びの繰り返し、<u>全体における部分意匠の位置及び／若しくは比例関係の通常の変化</u>又は単なる色彩要素の変化などにある場合、通常両者が類似する意匠であると考えられる。</p> <p><u>同一製品における2つ以上の接続関係のない部分の意匠は、機能又は設計上の関連性があり、且つ特定の視覚的効果を形成する場合には一つの意匠とすることができる。例えば眼鏡の2つの脚のデザイン、携帯電話の4隅のデザイン。</u></p> <p><u>セットとなった製品における各意匠は、製品の部分意匠ではなく、製品の全体意匠としなければならない。</u></p>

中科コメント

- ◇ 同一製品における、機能又は設計上の関連性があり、且つ特定の視覚的効果を形成する複数の部分を一つの部分意匠出願として提出することができます。
- ◇ 全体における部分意匠の位置及び／又は比例関係の通常の変化という相違点のみがある複数の部分意匠は類似設計とされますので、重複の権利付与の発生を回避するように、同一の意匠出願において提出しなければなりません。
- ◇ 同一の製品における製品の全体設計及び製品の部分設計は類似設計に属しますと、同一の出願において提出することができます。
- ◇ 部分意匠はセットとなった製品に適用しません。

1-4. 部分意匠に係わる分割出願（第一部分第三章 9.4）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>元の出願が製品全体の意匠である場合、その一部を分割出願として提出することができない。例えば、ある専利出願は、その保護を求めものがバイクの意匠である場合、バイクの部品を分割出願として提出してはならない。</p>	<p>元の出願が製品全体の意匠である場合、その一部を分割出願として提出することができない。例えば、ある専利出願は、その保護を求めものがバイクの意匠である場合、バイクの部品 <u>又は部分に関する意匠</u> を分割出願として提出してはならない。</p> <p><u>元の出願は製品の部分意匠である場合、その全体又は他の部分に関する意匠を分割出願として提出してはならない。</u></p>
<p><b>中 科 コ メ ン ト</b></p> <p>◇ 分割出願により、製品の全体意匠から部分意匠への、部分意匠から全体意匠への、ある部分意匠から他の部分意匠への変更を図ることは許容されません。</p>	
1-5. 部分意匠の補正（第一部分第三章 10.1, 10.2）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>出願人の自発的補正について、審査官はまず補正の提出日が出願日から2ヶ月以内であるか否かを確認しなければならない。2ヶ月を超えた補正について、補正された書類が元の出願書類の欠陥を取り除き、かつ権利付与の見通しがある場合、当該補正書類を認めてもよい。認められなかった補正書類について、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。</p> <p>出願人が提出した、通知書に指摘された欠陥に対する補正でない内容を含む補正書類について、もしその補正が専利法第33条の規定に合致し、かつ元の出願書類にある欠陥を取り除き、権利付与の見通しがある場合、当該補正を通知書に指摘された欠陥に対する補正と見なすことができ、当該補正された出願書類は受け入れられるものである。</p>	<p>出願人の自発的補正について、審査官はまず補正の提出日が出願日から2ヶ月以内であるか否かを確認しなければならない。2ヶ月を超えた補正について、補正された書類が元の出願書類の欠陥を取り除き、かつ権利付与の見通しがある場合、当該補正書類を認めてもよい。認められなかった補正書類について、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。</p> <p><u>ただし、次の補正について、元の出願書類に存在する欠陥を取り除くものであるとせず、2ヶ月の自発的補正期間を超えた理由にて未提出とみなす通知書を発行しなければならない。</u></p> <p><u>（1）全体意匠を部分意匠に補正した場合；</u>  <u>（2）部分意匠を全体意匠に補正した場合；</u>  <u>（3）同一の全体製品におけるある部分意匠を他の部分意匠に補正した場合。</u></p> <p>出願人が提出した、通知書に指摘された欠陥に対する補正でない内容を含む補正書類について、もしその補正が専利法第33条の規定に合致し、かつ元の出願書類にある欠陥を取り除き、権利付与の見通しがある場合、当該補正を通知書に指摘された欠陥に対する補正と見なすことができ、当該補正された出願書類は受け入れられるものである。</p>

	<p><u>ただし、次のような場合には、補正された内容が元の図面又は写真が表示する範囲を超えていなくても、通知書に指摘された欠陥に対する補正とみなすことができないので、受け入れられない。</u></p> <p><u>(1) 全体意匠を部分意匠に補正した場合；</u>  <u>(2) 部分意匠を全体意匠に補正した場合；</u>  <u>(3) 同一の全体製品におけるある部分意匠を他の部分意匠に補正した場合。</u></p>
--	--

**中科コメント**

- ◇ 元の図面又は写真の範囲を超えない場合、同一の意匠出願において提出日から起算して2ヶ月以内の自発的補正により製品の全体意匠から部分意匠への、部分意匠から全体意匠への、ある部分意匠から他の部分意匠への変更を図ることができますが、一旦当該期限を逃しましたら、当該変更が許容されなくなります。因みに、分割出願にしてもこのような変更が許容されません。
- ◇ 中国意匠出願の提出時、要求に合致しない部分意匠に対して中国実務向けの補正を行っていない場合、提出日から起算して2ヶ月以内にその補正を完了し、自発的補正の方式で提出する必要があります。

**1-6. 部分意匠出願の分類番号（第一部分第三章 12.3.3）**

2021年施行規定	2024年施行改正概要
部分意匠出願の分類番号に係る関連規定無し	<u>意匠專利出願が製品の部分意匠である場合、製品の全体及び部分に対応する分類番号を付与しなければならない。製品の部分そのものが部品として分類番号を付与されることができない場合、製品全体に対応する分類番号さえ付与すればよい。</u>

**中科コメント**

- ◇ 部分意匠の分類番号は製品全体と部分意匠との両方の分類番号を含まなければなりません。部分意匠そのものに分類番号が存在しない場合、その限りではありません。

**1-7. 無効宣告手続における部分意匠の審査規則（第四部分第五章 5.1.2, 5.2.4.2, 6）**

2021年施行規定	2024年施行改正概要
部分意匠の無効宣告手続に係わる関連規定無し	<p><b>係争意匠專利と引例設計が実質的に同一である事情を追加：</b></p> <p><u>(6) その相違点は、部分意匠が保護を求める部分が製品全体における位置及び／又は比例関係の通常の変化にある。</u></p> <p><b>係争の部分意匠の範囲確定に関する内容を追加：</b></p> <p><u>部分意匠に対しては、保護を求める部分の形状、図柄、色彩に準じるとともに、当該部分の示される製品における位置及び比例関係を考慮しなければならない。</u></p>

	<p style="color: blue;">部分意匠の特徴の組み合わせに係わる内容を追加：</p> <p style="color: blue;"><u>組み合わせに使用できる従来設計の特徴は、物理的又は視覚的に自然に区別できる設計であり、相対的に独立した視覚効果があるべきである。任意に区切される点、線及び面は、組み合わせに使用できる従来設計の特徴に属しない。ただし、係争專利が部分意匠である場合、従来設計における対応部分は組み合わせに使用される従来設計の特徴とみなすことができる。</u></p>
<p>中科コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 全体における部分意匠の位置及び／又は比例関係の通常の変化という相違点のみがある複数の部分意匠は実質的に同一の設計に該当します。</li> <li>◇ 保護を求める部分の示される製品における位置及び比例関係は部分意匠の保護範囲に対して限定作用を有します。</li> <li>◇ 部分意匠專利について、従来設計における特徴の組み合わせはより柔軟になります。</li> </ul>	

## II. グラフィカルユーザーインターフェース（GUI）に係わる製品意匠（第一部分第三章）

2-1. GUIの提出方式（第一部分第三章 4.5）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>グラフィカルユーザーインターフェース（GUI）に係わる製品意匠とは、製品の設計要点としてGUIを含む設計を指す。</p> <p>設計要点がGUIのみにある製品について、製品におけるGUIのある側の図面だけを提出したり、直接その製品をディスプレイスクリーンパネルと書いたりすることができるが、携帯電話やパソコンなど、そのディスプレイスクリーンパネルを使用する具体的な製品を逐一挙げなければならない。</p> <p>設計要点がGUIのみにあるものではない製品について、六面図を提出する必要がある。</p>	<p><u>グラフィカルユーザーインターフェース（GUI）に係わる製品意匠とは、製品の設計要点としてGUIを含む設計を指す。出願人は、製品全体の意匠または部分意匠の方式で出願することができる。</u></p> <p><u>設計要点がGUIのみにある製品意匠について、出願人は部分意匠の方式で出願することができる。部分意匠の方式は、GUIが適用される製品が図面に現れるか、又は現れないとの2つの方式がある。</u></p> <p><u>GUI設計の最終製品における位置と比例関係を明確に表示する必要がある場合、出願人はGUIが適用される製品が現れる方式で出願することができる。</u></p> <p><u>出願人は、GUIに係わる表面の製品の正投影図を提出しなければならない、必要に応じてGUIの図面も提出しなければならない。</u></p>

	<p><u>任意の電子機器に適用可能なGUIについては、出願人は、GUIが適用される製品が現れていない方式で出願することができる。</u></p> <p><u>製品名称には「電子機器」という文字のキーワードが必要である。例えば、「電子機器用のスクリーン・オンデマンド・GUI」「電子機器用の道路ナビゲーションGUI」。</u></p> <p><u>出願人がGUIの図面のみを提出することができる。簡単な説明には製品の用途は電子機器として概括することができる。</u></p>
--	---

**中科コメント**

- ◇ GUIの保護範囲が拡大されました。何故なら、部分意匠として独立に提出することができ、製品の図面の提出が不要となり、且つ当該GUIを用いた電子機器は具体的な製品に限定する必要もなくなりました。
- ◇ GUIの一部（例えば検索バーなど）も部分意匠として提出することができます。
- ◇ 部分意匠の形式で提出されたGUIについて、補正することによりGUIの全体意匠から部分意匠への、部分意匠から全体意匠への、ある部分意匠から他の部分意匠への変更を図る必要がある場合、提出日から起算して2ヶ月以内の自発的補正により実現しなければならず、一旦当該期間を逃しましたらその変更が許容されません。

**2-2. GUIの分類番号（第一部分第三章 12.3.3）**

2021年施行規定	2024年施行改正概要
GUIの分類番号だけを提供すればよい。	<u>意匠専利出願がGUIに係わる製品意匠である場合、その適用される製品及びGUIに対応する分類番号を付与しなければならない。ただし、適用される製品が現れずにGUIのみで提出する出願に対しては、GUIに対応する分類番号だけを付与すればよい。</u>

**中科コメント**

- ◇ 適用される製品も現れているGUIの分類番号は、適用される製品の分類番号とGUIの分類番号の両方を含まなければなりません。

**2-3. 動的GUI（第一部分第三章 4.5.3）**

2021年施行規定	2024年施行改正概要
GUIが動的図柄である場合、出願人は、少なくとも一つの状態のGUIに係わる面の正投影図を正面図として提出しなければならない。その他の状態については、変化状態図として、GUIキーフレームの図面のみを提出することができる。提出される図面は、動的図柄における動画の完全なる変化過程を唯一に確定するものでなければならない。変化状態図に注記をつけるときは、動的変化過程における前後順位に基づいて注記をつけなければならない。	<u>GUIが動的図柄である場合、動的GUIについて、出願人は、少なくとも一つの状態のGUIの初期状態に係わる面の正投影図面を正面図として提出しなければならない。その他の状態については、変化状態図として、GUIキーフレームの図面のみを提出することもできる。提出される図面は、動的図柄における動画GUIの完全なる変化過程を唯一に確定するものでなければならない。変化状態図に注記をつけるときは、変化状態図の図面の名称は、動的変化過程における前後順位に基づいて注記をつけなければならない。</u>



	<u>專利局は必要と認めたとき、動的G U Iの变化過程を示すビデオクラスファイルの提出を出願人に要求することができる。</u>
<b>中科コメント</b> ◇ 初期状態の図面の提出が必須であることを明確にしました。 ◇ 比較的複雑な動的G U Iについて、審査官からの提出要求に備え、出願人は対応するビデオ動画を保留した方が良いと考えられます。	

### III. 意匠における明らかな相違に対する予備審査（第一部分第三章 8. 2）

3-1. 意匠における明らかな相違に対する予備審査（第一部分第三章 8. 2）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
明らかな相違に係わる予備審査無し	<b>8. 2節を新設：</b> <u>8. 2 専利法第二十三条第二項に基づく審査</u> <u>専利法第二十三条第二項の規定によれば、専利権を付与された意匠は、従来設計又は従来設計の特徴の組み合わせと比較して、明らかな相違を有さなければならない。</u> <u>予備審査において、審査官は意匠専利出願が明らかに専利法第二十三条第二項の規定に合致しないか否かについて審査する。通常の場合、審査官は入手する従来設計と専利出願の保護を求める意匠とを単独比較し、意匠専利出願が明らかに専利法第二十三条第二項の規定に合致しないか否かについて審査することができます。</u>
<b>中科コメント</b> ◇ 意匠の審査が厳しくなり、審査官は意匠出願が従来設計に対して明らかな相違があるか否かについて審査し、『審査意見通知書』（即ち、拒絶理由書）を発行することができるようになりました。	

#### IV. 意匠に係わる国内優先権（第一部分第三章 5.2.2）

4-1. 先願及び優先権主張の後願（第一部分第三章 5.2.2.1）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
意匠に関する国内優先権に係る関連規定無し	<p><u>先願及び優先権主張の後願は下記の規定に合致しなければならない：</u></p> <p><u>（1）先願は、分割出願ではなく、発明、実用新案又は意匠専利出願でなければならない。</u></p> <p><u>（2）先願の主題は外国優先権又は国内優先権を主張したことがなく、または外国優先権又は国内優先権を主張したことがあるが、優先権を享有していない。</u></p> <p><u>（3）当該先願の主題は、専利権がまだ付与されていない。</u></p> <p><u>（4）優先権を主張した後願はその先願の出願日から6ヶ月以内に提出したものである。</u></p>
<p>中科コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 重複の権利付与を回避するために、意匠の優先権制度を活用し、改良設計又は漏れた類似設計を一つの出願に合併することができ、さらに、全体設計と部分設計との間又は部分設計の間の転換を実現することができます。</li> <li>◇ 発明及び実用新案出願はいずれも意匠出願の優先権の基礎とすることができることを明確にしました。</li> </ul>	
4-2. 先願を取り下げるとみなす手続（第一部分第三章 5.2.2.5）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
意匠に関する国内優先権に係る関連規定無し	<p><u>出願人が国内優先権を主張する場合、その先願は後願の提出日から取り下げられたものとみなされる。ただし、意匠専利出願の出願人が発明又は実用新案専利出願を国内優先権の基礎とすることを要求する場合を除く。</u></p>
<p>中科コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 意匠専利出願の出願人は発明又は実用新案専利出願を国内優先権の基礎とするよう要求する場合、先願（発明又は実用新案専利出願）は取り下げられたものとみなされません。</li> </ul>	

## V. 意匠国際出願（第六部分）

5-1. 審査基礎（第六部分第一章 3.1, 第二章 4）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>意匠国際出願に係る関連規定無し</p>	<p><u>意匠国際出願は国際登録日から中国で提出された意匠専利出願と同等の効力を有する。</u></p> <p><u>意匠国際出願の国際登録日は、専利法第二十八条でいう出願日とみなされる。</u></p> <p><u>意匠国際出願の審査基礎となる書類は下記のものを含み得る：</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>（1）国際事務局が公布した意匠国際出願の英語書類。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>（2）専利法実施細則第四百一条に基づいて提出された補正書類。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>（3）専利法実施細則第五十条に基づいて提出された英語補正書類。</u></p> <p><u>出願人が応答する際には、中国語で意見陳述をし、英語で出願書類を補正しなければならない。</u></p>
<p>中科コメント</p> <p>◇ ハーグ協定実施規則第18条に基づき、中国専利局は国際公布日から12ヶ月以内に審査を完了しなければならない、審査基準は通常の中国意匠の審査基準と同じです。</p> <p>◇ 中国専利局の審査基礎は英語書類です。</p>	
5-2. 簡単な説明書の審査（第六部分第二章 5.3）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>関連規定無し</p>	<p><u>国際事務局が公布した意匠国際出願に設計要点を含む説明書が含まれる場合には、専利法実施細則第三十一条の規定に基づいて簡単な説明を提出したものとみなす。</u></p> <p><u>審査官は、簡単な説明書の内容と製品名称と組み合わせて、意匠の図面又は写真が保護を求める製品全体または部分に関する意匠を明確に表現しているか否かについて審査しなければならない。</u></p>
<p>中科コメント</p> <p>◇ 国際段階において提出された、設計要点を含む説明書は簡単な説明とみなされます。</p>	

5-3. 優先権の審査（第六部分第二章 6.2）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>関連規定無し</p>	<p><u>意匠国際出願は優先権主張を既に提出し、且つ国際事務局に受け入れられた場合、優先権主張手数料を徴収しない。</u></p> <p><u>国際事務局が公布した意匠国際出願に1件又は複数の優先権が含まれる場合には、優先権の書面声明を提出したものとみなす。</u></p> <p><u>国際意匠出願の出願人が優先権を主張する場合、意匠国際出願の公布日から起算して3ヶ月以内に、初めて提出した専利出願の副本を専利局に提出しなければならない。先願書類の副本には、当該副本の書誌情報の中国語訳文を含めなくてもよい。期間が満了しても提出がない場合には、優先権を主張していないものとみなす。</u></p> <p><u>先願書類の副本に記載された出願人が後願の出願人と一致しない場合、出願人は、意匠国際出願の公布日から起算して3ヶ月以内に、関連の証明書類を専利局に提出しなければならない。出願人が期間満了まで提出しなかった場合は、優先権を主張していないものとみなす。</u></p> <p><u>後の国際意匠出願の国際登録日までに、専利局が先願について専利権付与通知書及び登記手続実施通知書を発行し、かつ出願人がすでに登記手続を行っている場合、後願は、優先権を主張していないものとみなす。</u></p> <p><u>1件又は複数の国内優先権を主張する後の国際意匠出願について、予備審査を経て規定に合致すると判断された場合であって、対応する先願が意匠専利出願であり、かつ登記手続を行っていないときは、当該先の意匠出願は取り下げられたものとみなされる。</u></p> <p><u>取下げられたものとみなされた先願については、回復を請求してはならない。</u></p> <p><u>意匠国際出願の優先権は取下げも回復もできない。</u></p>
<p>中科コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国際段階において優先権を主張したことがあるものについて、中国専利局は優先権の書面声明を提出したものとみなし、かつ優先権主張手数料を徴収しません。</li> <li>◇ 優先権の副本及び証明書類は国際出願の公布日から3カ月以内に提出しなければなりません。</li> </ul>	

ん。意匠国際出願が優先権を主張しかつ中国を指定した場合、提出期間に遅れて優先権の未主張とみなされるのを回避するために、国際出願を提出した後、可能な限りに関連書類の提出について中国の専利代理機構との連絡を取ることをおすすめします。

◇ 意匠国際出願の優先権は取下げも回復もできません。

5-4. 分割出願 (第六部分第一章 3.4, 第二章 5.6)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
関連規定無し	<p><u>意匠国際出願の分割出願は、国内の出願として取り扱われる。</u></p> <p><u>出願人が自発的に分割出願を提出する場合、意匠国際出願の公布日から2ヶ月以内に提出しなければならない。</u></p>

中 科 コ メ ン ト

◇ 意匠国際出願の自発的分割は国際出願の公布日から2ヶ月以内に行わなければならない、この期間を過ぎると審査官からの単一性の審査意見（即ち、拒絶理由）しかに基づいて分割することができません。

5-5. 新規性喪失例外における公開 (第六部分第二章 6.3)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
関連規定無し	<p><u>専利法実施細則第四百十条の規定に基づき、意匠国際出願に係わる意匠が、専利法第二十四条第(二)号又は第(三)号に掲げる事情(新規性喪失例外における公開)に該当する場合、意匠国際出願を提出する際に声明し、且つ意匠国際出願の公布日から2ヶ月以内に関連規定に合致する証明書類を専利局に提出しなければならない。</u></p>

中 科 コ メ ン ト

◇ 意匠国際出願の新規性の猶予期間に関する証明書類は国際出願の公布日から2ヶ月以内に提出しなければなりません。

5-6. 記載事項の変更 (第六部分第一章 3.6.1)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
関連規定無し	<p><u>意匠国際出願の出願人(又は専利権者)について権利変更がされた場合、当事者は国際事務局に関連手続を行うほか、専利法実施細則の規定に従って専利局に証明書類を提出しなければならない。</u></p>

中 科 コ メ ン ト

◇ 意匠国際出願の権利変更は国際事務局での手続だけでなく、中国専利局への証明書類の提出も必要です。

5-7. 委託手続及び書類の送達（第六部分第二章 6.1, 第四部分第三章 7）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>関連規定無し</p>	<p><u>意匠国際出願の出願人は、中国に常住所若しくは営業所がない外国人、外国企業または外国の他の組織であれば、拒絶査定通知書に回答したり、他の専利事務を行ったりする場合、中国の専利代理機構に委託しなければならない。</u></p> <p><u>意匠国際出願の無効宣告手続において、中国本土に住所のない専利権者に対しては、電子メールまたは郵送、ファックス、公告などの方式で書類を送達することができる。公告送達を用いる場合、公告日から起算して満1ヶ月で、送達されたものとみなす。</u></p>
<p><b>中科コメント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 意匠専利の出願人は拒絶査定通知書に回答したりその他の専利事務を取り扱ったりする際に、中国の専利代理機構に委託して取り扱うべきであることを規定しました。</li> <li>◇ 国際出願が権利付与されてから無効宣告手続に移行したときに専利局からの通知書を受け取ることができないのを防止するために、もし、意匠国際出願の権利付与段階において中国の専利代理機構に委託していなかった場合、中国専利局に提供された連絡先（例えば、提出時に提出された電子メールアドレスなど）を定期的に、専門の担当者がチェックする必要があります。</li> </ul>	

## VI. 意匠の遅延審査（第五部分第七章 8.3）

6-1. 意匠の遅延審査（第五部分第七章 8.3）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>意匠専利の遅延審査請求は、出願人が意匠専利出願を提出すると同時に提出しなければならない。遅延期間は、遅延審査請求の発効日から1年、2年又は3年である。</p>	<p>意匠専利の遅延審査請求は、出願人が意匠専利出願を提出すると同時に提出しなければならない。<u>遅延期間は月単位とし、最長の遅延期間は遅延審査請求の発効日から起算して36ヶ月とする。</u></p> <p><u>出願人は、遅延期間の満了前において、遅延審査請求の取下げを請求することができる。規定に合致する場合、遅延の期間は終了し、専利出願は順に従って審査待ちとなる。</u></p>
<p><b>中科コメント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 意匠専利出願の遅延審査期間を月単位とするよう改正され、かつ取下げを請求することができるようになりますので、出願人が意匠について遅延審査制度をより柔軟に活用し、自らのニーズに応じて意匠専利の公開時間を調整することに寄与します。</li> </ul>	